

第1日

平成29年5月1日（月）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成29年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にお諮りいたしておりました結果、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

4番重松一英議員

5番鹿毛哲也議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案2件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様、おはようございます。本日ここに、平成29年第2回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会では、専決処分について2件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第48号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法及び航空機燃料剰余税法の一部を改正する法律等が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めます。

次に、第49号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改

正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第48号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前11時4分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第48号議案外1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 今福勝義君登壇)

○環境民生常任委員長(今福勝義君) ただいま議題となりました第48号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第48号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)です。

主な内容としては、震災等により滅失などした償却資産にかわり、被災者生活再建支援法が摘要された区域内で取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準を4年間2分の1に減額すること、保育の受け皿整備の促進を目的とし、家庭的保育事業などに使用する家屋等に係る固定資産税の課税標準について、わがまち特例を導入し、2分の1に減額することなどを行います。

本委員会としましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第49号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)です。

国民健康保険税の算定に当たり、軽減措置の判定所得の基準額を変更するものです。5割軽減の基準額算定においては、被保険者1人当たり26万5,000円の加算を27万円とします。また、2割軽減の基準額算定においては、被保険者1人当たり48万円を49万円とします。

本委員会としましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(浅尾静二君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 今福勝義君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、第48号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第49号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり承認されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時22分再開

○副議長(柴山恭子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職務を行いますので、御了承願います。

浅尾静二議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(柴山恭子君) 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、浅尾静二議長を除斥扱いといたします。

(議長 浅尾静二君退場)

○副議長(柴山恭子君) ここで、辞職願を職員に朗読させます。議会事務局係長。

○議会事務局係長(伊東正裕君) 朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月1日。朝倉市議会議長浅尾静二。朝倉市議会副議長柴山恭子様。以上でございます。

○副議長(柴山恭子君) お諮りいたします。

浅尾静二議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(柴山恭子君) 御異議なしと認めます。よって、浅尾静二議長の議長の辞職を許可することに決しました。

前議長の浅尾静二議員から発言の申し出がっておりますので、入場を求め、これを許可します。

(議長 浅尾静二君入場)

○議長(浅尾静二君) 議長を退任するに当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

一昨年5月の臨時会におきまして、多くの議員の皆様の御推挙を賜り、歴史と伝統ある朝倉市議会の第5代の議長の要職につかせていただきました。これまで、議員の皆様の温かい御支援と御協力により、また、森田市長を初めとする執行部の皆様の御指導、さらには、議会事務局の御支援により、本日まで大過なく職責を全うすることができました。改めまして、支えてくださった全ての皆様に感謝とお礼を申し上げます。

この2年間を振り返りますと、人口減少社会に入り、地方創生の取り組みである朝倉市総合戦略の策定、新庁舎建設計画、朝倉農学校跡地活用など、今後の朝倉市のまちづくりに大きな影響を与える多くの重要な施策と直面した2年間であったなと思います。

私は、議長としての職責をどうすれば果たすことができるかを、日々、自問自答しながらも、全力を注いでまいりました。しかしながら、議長として、私は何をしたのであろう、もっと努力すべき点があったのではないかと、また、議長に就任したことでの気負いがあったのではないかと自省をしているところでもあります。この非才な私に、2年間御協力いただき、重ねてお礼を申し上げます。

今後は、一議員として、市民の皆様の御期待に応えられるように、この貴重な経験を生かして、さらなる市民福祉の向上と朝倉市の発展のために、初心に戻り、前進していく決意であります。

今後とも、変わらぬ御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。本日まで、まことにありがとうございました。(拍手)

○副議長(柴山恭子君) ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(柴山恭子君) 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより、議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(柴山恭子君) 念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(柴山恭子君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(柴山恭子君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(柴山恭子君) 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。議会事務局係長。

○議会事務局係長(伊東正裕君) 点呼いたします。

2番小島清人議員	3番佐々木明子議員	4番重松一英議員
5番鹿毛哲也議員	6番半田雄三議員	7番堀尾俊浩議員
8番今福勝義議員	9番稲富一實議員	10番中島秀樹議員
11番大庭きみ子議員	12番富田栄一議員	13番村上百合子議員
14番梶原康嗣議員	15番手嶋栄治議員	16番実藤輝夫議員
18番浅尾静二議員	17番柴山恭子議員	

(投票)

○副議長(柴山恭子君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(柴山恭子君) 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(柴山恭子君) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に重松一英議員、及び中島秀樹議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いを願います。演壇までお願いいたします。

(開票)

○副議長（柴山恭子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

中島秀樹議員 15票

実藤輝夫議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、中島秀樹議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中島秀樹議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

中島秀樹議員の御挨拶をお願いいたします。中島秀樹議員。

（中島秀樹君登壇）

○議長（中島秀樹君） 中島秀樹でございます。皆様の御推挙をいただきまして、議長の務めをすることになりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

朝倉市議会の名誉のため、力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

（中島秀樹君降壇）

○副議長（柴山恭子君） それでは、中島議長、議長席をお願いいたします。

（中島議長議長席へ着く）

○議長（中島秀樹君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時52分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柴山恭子副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、柴山恭子副議長を除斥扱いといたします。

(副議長 柴山恭子君退場)

○議長(中島秀樹君) ここで、辞職願を職員に朗読させます。議会事務局係長。

○議会事務局係長(伊東正裕君) 朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月1日。朝倉市議会副議長柴山恭子。朝倉市議会副議長中島秀樹様。以上で
ございます。

○議長(中島秀樹君) お諮りいたします。

柴山恭子副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、柴山恭子副議長の副議長の辞職
を許可することに決しました。

前副議長の柴山恭子議員から発言の申し出があつておりますので、入場を求め、これを
許可いたします。

(副議長 柴山恭子君入場)

○副議長(柴山恭子君) 皆様、この2年間、副議長の職を全うさせていただきましたこ
とを、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

この2年間の中で、中部10市正副議長会の研修がありました。その中で、益城町を訪れ
ました際に、「災害の折に議員がどう行動するのか、これがとても大事である」という益
城町の議長からの言葉がありました。私は、それを心に刻み、この副議長としての職の間
にこういう勉強ができたことを皆様方に感謝いたします。ありがとうございます。

今後とも、私らしく一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお
願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(中島秀樹君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思ひます。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、
直ちに選挙を行うことを決しました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、議長の選挙と同様、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（中島秀樹君） 念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（中島秀樹君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（中島秀樹君） それでは、点呼を命じます。議会事務局係長。

○議会事務局係長（伊東正裕君） 点呼いたします。

2番小島清人議員	3番佐々木明子議員	4番重松一英議員
5番鹿毛哲也議員	6番半田雄三議員	7番堀尾俊浩議員
8番今福勝義議員	9番稲富一實議員	11番大庭きみ子議員
12番富田栄一議員	13番村上百合子議員	14番梶原康嗣議員
15番手嶋栄治議員	16番実藤輝夫議員	17番柴山恭子議員
18番浅尾静二議員	10番中島秀樹議員	

（投票）

○議長（中島秀樹君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（中島秀樹君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に手嶋栄治議員、及び鹿毛哲也議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いを願います。壇上までお願いいたします。

（開票）

○議長（中島秀樹君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票
無効投票 ゼロ票

有効投票中

梶原康嗣議員 12票
大庭きみ子議員 4票
村上百合子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、梶原康嗣議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました梶原康嗣議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

梶原康嗣議員の御挨拶をお願いいたします。梶原康嗣議員。

(梶原康嗣君登壇)

○副議長(梶原康嗣君) 梶原康嗣でございます。改めまして、責任の重大さを垣間見ておるところでもあります。そういった中で、副議長という大役の中で、今後は、皆様方の協力をいただきながら、新議長であります中島秀樹新議長ともども、支えながら一生懸命、朝倉市議会のために邁進していく所存であります。どうか協力をよろしくお願ひします。ありがとうございました。(拍手)

(梶原康嗣君降壇)

○議長(中島秀樹君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午後零時7分休憩

午後2時15分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選定につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に、

佐々木明子議員	半田雄三議員	浅尾静二議員
柴山恭子議員	富田栄一議員	中島秀樹議員

以上6名を

環境民生常任委員に、

和田庄治議員	小島清人議員	重松一英議員
今福勝義議員	大庭きみ子議員	梶原康嗣議員

以上6名を、

建設経済常任委員に、

鹿毛哲也議員 堀尾俊浩議員 稲富一實議員

村上百合子議員 手嶋栄治議員 実藤輝夫議員

以上6名を、それぞれ指名したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えいたします。

本日の会議は、時間の都合上、午後7時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後3時27分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、

小島清人議員 鹿毛哲也議員 半田雄三議員

堀尾俊浩議員 柴山恭子議員 大庭きみ子議員

以上6名を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名を議会運営委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後5時5分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙及び久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、以上3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

佐々木明子議員	重松一英議員	半田雄三議員	堀尾俊浩議員
今福勝義議員	手嶋栄治議員	梶原康嗣議員	中島秀樹議員

以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名が、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

小島清人議員 稲富一實議員 大庭きみ子議員 富田栄一議員
村上百合子議員 梶原康嗣議員 中島秀樹議員

以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名いたしました7名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名が、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外三市町高等学校組合議会議員に、

半田雄三議員 柴山恭子議員

以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名

が、久留米市外三市町高等学校組合議会議員に当選されました。

ただいままでの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることと決しました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

お諮りいたします。

議長及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を行う必要が生じたので、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることと決しました。

それでは、議席の一部変更の件を議題といたします。

お手元に配付の議席一覧表のとおり、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。御了承願います。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時12分閉会